九　役員の氏名
　青山　巖、鈴木　行雄、内田　正春、関本　護、石井　高、髙橋　幸生、山田　昌則
十　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　松村香代子
十一　評価の業務を行う区域
　静岡県全域

○中部地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前	A 六・七〇～一五・三〇メートル	二六・〇一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一二・〇〇～二三・七〇メートル B 六・七〇～一五・三〇メートル 一二・〇〇～二三・七〇メートル	一九・〇三〇 二六・〇一〇 一九・〇三〇	

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　紀の川都市計画道路事業三・五・九号松井石町線及び三・五・二号黒土穴伏線
三　事業施行期間　自平成二十六年四月一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　和歌山県紀の川市深田字竹ノ鼻、松井字這原並びに粉河字這原及び字西鳥居地内
　使用の部分　和歌山県紀の川市深田字竹ノ鼻地内

○中国地方整備局告示第九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

別表一の項、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄を次のように改める。

イ　本店	広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
ロ　山陰支店	島根県松江市袖師町二番三十八号
ハ　山陰支店　出雲出張所	島根県出雲市渡橋町千百二十七番地一
ニ　岡山支店	岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
ホ　福山支店	広島県福山市西深津町一丁目十番一号
ヘ　山口支店	山口県山口市小郡下郷三千百五十一番地一
ト　米子支店	鳥取県米子市加茂町二丁目二百四番地
チ　周南支店	山口県周南市岐山通二丁目十六番地
リ　広島北支店	広島県広島市安佐南区西原六丁目九―四十―七

○中国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百九十一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
萩市大井字唐ノ嶋一七三〇番一から同市大井字唐ノ嶋一七二九番三まで	前	一四・二〇～一四・四五メートル	一〇六・〇〇キロメートル
	後	一四・二〇～一四・四五メートル	一〇六・〇〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間
百九十一号	萩市大井字唐ノ嶋一七三〇番一から同市大井字唐ノ嶋一七二九番三まで

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百九十一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下関市豊浦町大字川棚字田部国六九〇四番一から同市豊浦町大字川棚字石橋六九一九番一まで	前	二〇・〇〇～二七・〇〇メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	二〇・〇〇～二三・五〇メートル	〇・〇二〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間
百九十一号	下関市豊浦町大字川棚字石橋六九二〇番三から同市豊浦町大字川棚字古川六九四五番一まで

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月一日